**鎌ケ谷市庁用車における電気自動車（ＥＶ車）の導入及びＥＶ車充電器の設置に係る**

**公募型プロポーザル仕様書**

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、この「鎌ケ谷市庁用車における電気自動車（ＥＶ車）の導入及びＥＶ車充電器の設置に係る仕様書」を確認し、以下の各事項を承諾の上、申し込みを行うこと。

１　案件概要

（１）件名

鎌ケ谷市庁用車における電気自動車（ＥＶ車）の導入及びＥＶ車充電器の設置

（２）背景

本市は、２０５０年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「鎌ケ谷市ゼロカーボンシティ宣言」（令和５年１１月３０日）を行い、市民や事業者等と一体となって取組むこととしている。また、省エネルギーの推進の重点取組み項目として、「鎌ケ谷市公用車更新基準」に基づき、新たに調達する車両を可能な限り電動車の導入を推進している。

これらの具体的な取組みとして、電気自動車（以下「ＥＶ車」という。）の導入及びＥＶ車用の充電器を設置し、ＥＶ車の普及促進及びそれに伴う脱炭素化やＥＶ車インフラの充実による市民サービスの向上を図り、併せて市の環境問題に取り組む姿勢を示すことで、市民等へ啓発の一助とする。

（３）対象

ア　車両調達（リース）　軽貨物ＥＶ車　新車１台

イ　ＥＶ車用普通充電器設置（市が課金運用ができるもの）及び保守（リース）

（４）目的

ア　庁用車にＥＶ車を導入することにより、「鎌ケ谷市ゼロカーボンシティ宣言」に基づく取り組みを推進する。

イ　ＥＶ車用の充電器を設置することで、ＥＶ車インフラを充実させる。

ウ　ＥＶ車及びＥＶ車用の充電器等を安全かつ安定的に利用できるようにする。

２　電気自動車（ＥＶ車）の仕様

（１）公用車リース予定の車種

ア　軽貨物ＥＶ車　１台（新規製造車両）

【参考車種】ＨＯＮＤＡ Ｎ－ⅤＡＮｅ：Ｌ４、又は三菱ミニキャブＥＶ、

又は日産クリッパーＥＶ

イ　総電力：約２０．０ｋＷｈ以上

ウ　駆動方式：２ＷＤ

エ　駆動用バッテリー：リチウムイオン電池

オ　ドア枚数：５枚

カ　乗用定員：４人以上

キ　車体色　：白系

ク　月間予定走行距離：約２００㎞

コ　その他装備一式

エアコン、ドライブレコーダー（前後）、時計付きＡＭ／ＦＭカーラジオ、運転席＆助手席エアバック、パワーステアリング、フロアマット（フロント・リヤー一式）、ヘッドレスト、ＡＢＳ、普通充電機能、急速充電機能、コントロールボックス付き普通充電ケーブル７．５ｍ(２００Ｖ用）、外から見てＥＶ車と分かるようなステッカー又は表示。

（２）電気自動車（ＥＶ車）の仕様確認及び仕様書等に関する質問

参加希望者は、当該仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意）を提出すること。

ア　受付期間

令和７年５月２６日（月）から６月３日（火）まで

毎日午前９時から午後５時まで（閉庁日を除く）の間に提出すること。

イ　受付場所

千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号　鎌ケ谷市役所　契約管財課

ウ　提出書類

（ア）仕様確認：車両の仕様を確認できるカタログ　等

（イ）質問　　：仕様等に関する質問書による（様式は任意）

エ　確認の結果

令和７年６月１２日（木）までに本市ホームページに掲載。

（３）納車場所

千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号　鎌ケ谷市役所駐車場内

（４）ＥＶ車のリースに含まれる費用

ア　車両代（付属品含む）

イ　当初登録諸費用（納車費用を含む）

ウ　自動車取得税

エ　自動車税（期間中全額）

オ　自動車重量税（期間中全額）

カ　自賠責保険料（期間中全額）

キ　自動車リサイクル法にかかる費用

ク　メンテナンスサービスおよび点検にかかる諸費用

（５）メンテナンスサービスの内容

ア　法定点検 （納車含む）

イ　車検整備 （納車含む）

ウ　バッテリー交換（４年経過時に1 回又は劣化時）

エ　ブレーキパッド（３年経過時に１回又は摩耗時）

オ　タイヤ交換（３年経過時に１回又は摩耗時）

カ　代車提供（車検時または故障時）。ただし、事故時は含まない。

キ　メンテナンスデータ報告　整備報告書（整備工場の様式可）を提出すること。

（６）登録希望日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 車種 | 台数 | 登録希望日 |
| ア | 軽貨物ＥＶ車 | １台 | 令和７年１０月１日 |

調達が困難な場合、協議により令和８年３月末日までの別途指定する登録希望日での登録を認める。また、昨今の社会情勢を鑑み、半導体等の原材料不足や工場閉鎖等に起因し、一義的に受注者の責めに帰することができない事由により、上記期日までに調達が困難となった場合は、双方協議の上、契約を解除することを可とする。

ただし、この場合における車両調達の可否の判断期日は令和７年９月１日とする。納車日は、登録希望日から１０開庁日程度猶予期間を設ける。

（７）庁用車リース期間

登録した日の属する月の初日から７２か月とする。

（８）入札内容

ア　入札金額は、６年間分の総額を積算後、７２で除した金額（１か月当たりの金額）とし、消費税及び地方消費税を含めること。

イ　入札金額には、上記（４）および（５）に記載される納車、メンテナンス内容等を含めること。

（９）その他

ア　リース会社、整備工場の各窓口担当者の連絡網等を明確にすること。

イ　故障時等使用に支障が生じるような場合は、万全な体制で迅速に対応すること。

ウ　車両の整備については、関係法規を遵守すること。

エ　受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合はこの限りでない。

オ　本仕様書に定めのない事項又は契約後に疑義が生じた場合は、市と協議の上、決定すること。

３　普通充電器設置および課金運用と保守に係るサービス

（１）サービス概要

ア　普通充電器（６ｋＷ）２基

イ　充電器設置に必要な付属品 一式

ウ　上記ア、イに係る設置工事 一式

エ　上記アの課金運用サービス

オ　上記ア、イに係る保守点検サービス

（２）設置場所

千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号　鎌ケ谷市役所駐車場内【別紙１】

（３）仕様

ア　普通充電器　【参考商品】プラゴ製　ＭＢＢ－２２

（ア）タイプ 交流出力 ６ｋＷ

（イ）定格 ３０Ａ ２００Ｖ ＡＣ（単相） ５０/６０Ｈｚ

（ウ）基本機能 ＣＰＬＴ 機能

（ＩＥＣ６１８５１-１ ｅｄ３．０ Ａｎｎｅｘ Ａ 準拠）

（エ）充電用コネクタ ＩＥＣ６２１９６－２ ｅｄ２．０ Ｔｙｐｅ１ 準拠

（オ）使用温度範囲 －２０℃～＋４０℃

（カ）定格消費電力 ５Ｗ以下（車両充電電路の損失を除く）

（キ）防水防じん ＩＰ５４相当（充電用コネクタ部除く）

（ク）充電ケーブル長 約５ｍ(引出部からの寸法)

（ケ）充電予約および決済システム付

イ　設置仕様

（ア）充電器に供給する電気は、原則市役所内の既設電源を使用すること。

（イ）充電器保護のため、バリカー（車止め）を設置すること。

（４）ＥＶ車用充電器の仕様確認及び仕様書等に関する質問

参加希望者は、当該仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意）を提出すること。

ア　受付期間

令和７年５月２６日（月）から６月３日（火）まで

毎日午前９時から午後５時まで（閉庁日を除く）の間に提出すること。

イ　受付場所

千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号　鎌ケ谷市役所　契約管財課

ウ　提出書類

（ア）仕様確認：ＥＶ車用充電器の仕様を確認できるカタログ　等

（イ）質問　　：仕様等に関する質問書による（様式は任意）

エ　確認の結果

令和７年６月１２日（木）までに本市ホームページに掲載。

（５）設置工事

ア　サービス提供者は、入札結果の公表後１か月以内に、設備設置工事に係る日程、支障範囲、停電範囲、工事体制等を記した計画書（任意様式）を市に提出するものとする。

イ　設置前に現地調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。

ウ　設置作業に当たっての安全管理については、市と打合せを行い、サービス提供者の負担で安全確保に必要な措置を講ずること。

エ　設置作業において発生する軽微な工事、補修等は、本契約の作業範囲として実施すること。

オ　停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に市と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。

カ　設置工事及び検査を含む全ての作業について、市と協議の上、作業日時を調整すること。

キ　現場建物等に損傷を与えることの無いように十分に注意し、万一損傷した場合は、サービス提供者の責任及び費用負担において補修又は復旧を行うこと。

ク　サービス提供者は、竣工図・設備取扱説明書等、充電設備の運営に必要な書類を提出すること。

ケ　設置作業に関して本仕様書に記載のない事項に疑義が生じた場合は、市と協議すること。

（６）課金運用サービス

本設備を通じたＥＶ充電料金は、サービス提供者を通して、市へ分配を行う事とする。

なお、契約内容は別途、受注時に市と協議の上、取り決めることとする。

（７）定期保守及び障害保守サービス

ア　障害保守対象は、本仕様書で調達する充電器及び付帯設備一式とする。なお、充電設備利用者の故意又は重大な過失、及び一部の自然災害等により発生した障害に関しては、保守対象外とする。

イ　サービス提供者は、機器の障害発生時に迅速な対応を可能とするため、利用者からの問合せに対応する連絡窓口を設置すること。

ウ　サービス提供期間中、設置場所にて原則隔年に１回定期点検を実施すること。また、定期点検および障害保守対応に際して、定期交換消耗品一式及びその交換作業は本契約に含むものとする。なお、定期保守サービス項目については【別紙２】を参照することとする。

（８）サービス提供期間

６年間(原則、令和7年度内にサービス開始すること)

（９）条件、資格要件等

ア　サービス期間満了後の設備一式については、市へ物件を無償譲渡すること。ただし、市からの要望がある際には、サービス提供期間1年間ごとに同一条件で継続更新の協議を行うものとする。なお、延長時のサービス提供料金の変更についても協議ができるものとする。

イ　サービス提供者は、自治体が別途指定する国の実施する本物件に係る補助金（令和７年度申請）について自ら交付申請を行い、補助金の交付を受けるとともに、サービス提供者が支払うサービス料金に還元させるものとする。

ウ　サービス提供者は、当該補助金の申請を行ったものの、サービス提供者に非がない何らかの理由により補助金が交付されない又は減額して交付がされた場合などについては、サービス料金や内容変更等について協議ができるものする。

（１０）入札内容

ア　金額は、６年間分の総額を積算後、７２で除した金額（１か月当たりの金額）とし、消費税及び地方消費税を含めること。

イ　入札金額には、配管・電気工事、電気供給に係る手続き、機器の納入、据え付け、施工、試運転調整等の費用を含めること。

４　疑義の解釈

　本仕様書の解釈に疑義が生じた際は、市と協議の上決定するものとする。



【別紙１】

【別紙２】

ＥＶ車用充電器定期保守サービス項目一覧表(例)

１　充電器本体

（１）外観

ア　サビによる膨れはないか。

イ　変形や傾きがないか。

（２）固定ボルト

ア　緩みはないか。

（３）表示ＬＥＤ

ア　電源が入っているときに表示LEDが緑色に点灯しているか。

イ　充電中に、表示ＬＥＤが緑色に点灯しているか。

ウ　充電完了時に、表示ＬＥＤが緑色に点灯しているか。

（４）内部

ア　通気口２箇所がふさがっていないか。

２　充電コネクタ用ホルダ

（１）充電コネクタ勘合部

ア　充電コネクタを差し込んだとき、ロックがかかるか。

（２）取付状態

イ　変形や傾き、がたつきはないか。

３　動作確認

予約、充電、決済が問題なく行えているか。

４　その他

消耗品(ＬＥＤ等)の交換。